

クレジットカード払い 業務用商品決済サービス利用に関する追加規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

クレジットカード払い 業務用商品決済サービス利用に関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」において、クレジットカード払いによる業務用商品販売を行う加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)およびクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。当該加盟店においては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただく必要があります。また、基本規約およびクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定めるもののほか、すべて基本規約およびクレジットカード規約で使用したものと同一の意味を有するものとします。(1)利用契約 本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約および当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件ならびに商品代金集金委託規約、基本規約、クレジットカード規約を含みます。(2)本サービス 本規約に従い当社が加盟店に提供するサービスをいいます。(3)業務用商品 事業者向けの商品をいいます。

第2章 加盟店の義務等

第3条(加盟店の義務)

加盟店は、基本規約第5条(11)に定める「特定商取引に関する法律」に基づく表示は、業務用商品の販売時においても記載するものとします。また、その内容を厳守するものとします。2 加盟店は、クレジットカード規約第14条に定める事項は、業務用商品の販売時においても守るものとします。3 加盟店は、顧客が商品の転売により営利を得ることを目的として購入することを知らずながら販売してはならないものとします。

第4条(支払いの種類)

加盟店のクレジットカードによる販売代金の支払の種類は、クレジットカード規約第3条第2項に定める支払種類のうち、1回払いのみとします。2 前項の規定に拘わらずカード会社との契約等により、お取り扱いできない場合があります。

第5条(本規約違反)

加盟店が本規約に違反した場合には、当社は基本規約第20条に定める措置を講じることができるものとします。この場合、基本規約第21条および第25条が適用されます。2 利用契約の全部または一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することとし、加盟店はこれに異議を申し立てないものとします。

第3章 雑則

第6条(本規約の変更)

本規約の変更については、基本規約第33条に準じて行われるものとします。

第7条(協議事項)

本規約および利用契約に定めのない事項または本規約に疑義が生じたときは、加盟店および当社は誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。2 本規約に定めのない用語および事項については、利用契約の定めに従うものとします。

付 則 本規約は2021年4月1日に改定。
ヤマト運輸株式会社

クレジットカード払い 越境決済サービス利用に関する追加規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

クレジットカード払い 越境決済サービス利用に関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」において、クレジットカード払いによる海外向け通信販売を行う加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)およびクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。当該加盟店においては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただく必要があります。また、基本規約およびクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、基本規約およびクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定めるもののほか、すべて基本規約およびクレジットカード規約で使用したものと同一の意味を有するものとします。(1)利用契約 本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約および当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件ならびに商品代金集金委託規約、基本規約、クレジットカード規約を含みます。(2)本サービス 本規約に従い当社が加盟店に提供するサービスをいいます。

第2章 加盟店の義務等

第3条(加盟店の義務)

加盟店は、基本規約第5条(5)に定めるとおり、本サービスの対象となる商品については、原則として当社およびヤマトグループの運送サービスを利用して発送するものとします。なお、当社およびヤマトグループ以外の運送サービスを利用する場合は、加盟店の責任において商品の輸送可否、配送国での輸入可否について事前確認を行い、輸送および輸入禁制品、制限品等が含まれないことを確認の上で申込むものとします。2 基本規約第5条(7)に定める1決済の取り扱い上限金額については、配送国や輸送サービスによって別途規定がある場合は、それに従うものとします。

第4条(支払いの種類)

加盟店のクレジットカードによる販売の支払の種類は、クレジットカード規約第3条第2項に定める支払種類のうち、1回払いのみとします。2 前項の規定に拘わらずカード会社との契約等により、お取り扱いできない場合があります。

第5条(本規約違反)

加盟店が本規約に違反した場合には、当社は基本規約第20条に定める措置を講じることができるものとします。この場合、基本規約第21条および第25条が適用されます。2 利用契約の全部または一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することとし、加盟店はこれに異議を申し立てないものとします。

第3章 雑則

第6条(本規約の変更)

本規約の変更については、基本規約第33条に準じて行われるものとします。

第7条(協議事項)

本規約および利用契約に定めのない事項または本規約に疑義が生じたときは、加盟店および当社は誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。2 本規約に定めのない用語および事項については、利用契約の定めに従うものとします。

付 則 本規約は2021年4月1日に改定。
ヤマト運輸株式会社

クレジットカード払い チケット決済サービス利用に関する追加規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

クレジットカード払い チケット決済サービス利用に関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」において、クレジットカード払いによるチケット等の販売を行う加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)およびクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。当該加盟店においては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただく必要があります。また、基本規約およびクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定めるもののほか、すべて基本規約およびクレジットカード規約で使用したものと同一の意味を有するものとします。(1)利用契約 本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約および当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する

る利用条件ならびに商品代金集金委託規約、基本規約、クレジットカード規約を含みます。(2)本サービス 本規約に従い当社が加盟店に提供するサービスをいいます。

付 則 本規約は 2021年4月1日に改定。
ヤマト運輸株式会社

第3条(適用商品)

本規約は、加盟店によるチケット等の販売に伴って発生する代金の決済に適用するものとします。但し、加盟店は、販売するチケット等およびその販売に伴って発生する代金について、事前に申請した上 当社の承認を得るものとし、当社に申請したサービス内容を遵守するものとします。2 本規約におけるチケット等とは、商品またはこれに含まれる役務の提供を加盟店等に対して請求することが可能な証票等をいい、当該証票等を所有または所持する者が加盟店等の商品または役務の提供者に対してこの証票等を提示することにより効力を発するものをいいます。

第2章 加盟店の義務等

第4条(加盟店の義務)

加盟店は、本サービス利用にあたり、当社およびクレジットカード規約第2条(5)に定めるカード会社の承認を得るものとします。2 加盟店は、年間利用料等の長期または継続的な役務を提供するチケット等を取り扱うにあたっては、契約期間中に顧客が中途解約等の請求および未経過分料金の返還を請求する場合、あるいは加盟店の都合により役務の提供を中止・延期する場合の手續について、「特定商取引に関する法律」に基づいて、媒体へ適切な表記を行うものとします。なお、当該手續において、加盟店はその全てに責任をもって対応するものとし、当社に一切迷惑をかけるものとします。3 加盟店は、前項の事由等による顧客との紛議が解決しない場合は、商品の提供開始日から顧客が中途解約等を加盟店に申し出た日までの期間に相当する額を日割計算した金額を顧客が支払った年間利用料等から除いた残金を返金するものとします。4 加盟店は、顧客がチケット等の転売により営利を得ることを目的として購入することを知らずしてチケット等を販売してはならないものとします。

第5条(利用可能なクレジットカード、支払いの種類)

加盟店がクレジットカード払いで利用できるクレジットカードは、JCB、VISA、Master、AmericanExpress、DinersClubのサービスマークを表示するクレジットカードのみとします。2 クレジットカードによる販売代金の支払いの種類は、クレジットカード規約第3条第2項に定める支払方法のうち1回払いのみとします。3 前二項の規定に関わらずカード会社との契約等により、お取り扱いできない場合があります。

第6条(通信販売の制限)

加盟店は、次に該当するチケット等の通信販売を行う場合、それぞれに記載の条件を遵守するものとします。(1)年間利用料等の長期または継続的な役務を提供するチケット等におけるサービス提供期間は1年以内とします。(2)前号に該当するチケット等の代金決済については、その1決済あたりの上限を10万円とします。(3)鉄道またはバスの乗車券等の代金および諸手数料の決済については、サービス提供期間にかかわらず、その1決済あたりの上限を10万円とします。また、同一日、同一売り場における同一顧客への販売は1回のみとします。(4)前号に該当する鉄道またはバスの乗車券等の代金決済に際しては、乗車券等の表面余白に「C制」印を印字するものとします。

第7条(債権買戻し)

加盟店は、利用契約に定める事項のほか、以下の事情が判明し、当社から債権買戻しの請求を受けた場合、当然債権の買戻しが行われるものとします。(1)第4条および第6条に違反して通信販売が行われたとき。

第8条(本規約違反)

加盟店が本規約に違反した場合には、当社は基本規約第20条に定める措置を講じることができるものとします。この場合、基本規約第21条および第25条が適用されます。2 利用契約の全部または一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することとし、加盟店はこれに異議を申し立てないものとします。

第3章 雑則

第9条(本規約の変更)

本規約の変更については、基本規約の第33条に準じて行われるものとします。

第10条(協議事項)

本規約および利用契約に定めのない事項または本規約に疑義が生じたときは、加盟店および当社は誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。2 本規約に定めのない用語および事項については、利用契約の定めに従うものとします。

クレジットカード払い オプションサービス利用に関する追加規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

クレジットカード払い オプションサービス利用に関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」クレジットカード払いにおいて、クレジットカード情報を利用したオプションサービス(以下「本サービス」といいます)を利用する加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)およびクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。当該加盟店においては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、基本規約およびクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定める「利用契約」のほか、すべて基本規約およびクレジットカード規約で使用したものと同一の意味を有するものとします。(1)利用契約 本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約および当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件ならびに商品代金集金委託規約、基本規約、クレジットカード規約を含みます。

第3条(本サービスの内容)

当社が提供する本サービスの具体的内容は、以下に定めるとおりとします。(1)顧客のクレジットカード番号等(以下「顧客データ」といいます)を登録・保持・管理することにより、基本規約およびクレジットカード規約に定める注文時のオンライン決済を提供するサービス。(2)前号にて取得した顧客データを照会・修正・削除するサービス。2 加盟店は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。(1)本サービスは当社に起因しない不具合が生じる場合があること。(2)当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること。(3)顧客データについて、加盟店に対して提供する範囲は当社が定めること。

第2章 加盟店の義務等

第4条(加盟店の義務)

加盟店は、本サービスを利用するにあたり基本規約第18条に定める加盟店IDおよびパスワードの管理のほか、基本規約第11条に定めるオンライン接続に関して暗号装置等による安全管理措置を講じ、本サービスへの誤操作、不正アクセス、不正使用等の防止に努めなければなりません。2 加盟店は、加盟店IDまたはパスワードの盗難または第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第5条(利用料金)

加盟店は、本サービスの利用に関して別途当社が定めるオプション料金を、毎月月末に締め切り、基本規約第8条の規定に基づき支払うものとします。

第6条(本規約違反)

加盟店が本規約に違反した場合には、当社は基本規約第20条に定める措置を講じることができるものとします。この場合、基本規約第21条および第25条が適用されます。2 利用契約の全部または一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することとし、加盟店はこれに異議を申し立てないものとします。

第3章 免責等

第7条(当社の責任)

当社は、登録された顧客データについて、加盟店が支障なく本サービスを利用できるよう、最善の努力をもって保管し本サービスを運営するものとします。

第8条(顧客データの保管)

当社は、登録された顧客データについて、加盟店により本サービスを通じて400日以上利用されない場合、当該顧客データを削除することができるものとします。2 加盟店は、事由の如何を問わず、利用契約または本規約の全部または一部が終了した後は、本サービスにおいて登録した顧客データを当社が当社所定の方法で消去することに同意するものとします。なお、当該顧客データが削除されたことにより加盟店が被害を受けたとしても、当社

はその一切の責任を負わないものとします。

第4章 雑則

第9条(本サービスの利用終了について)

加盟店および当社は、本サービスの利用を終了する1ヶ月前までに、相手方に書面で通知することにより、本サービスの利用を終了することができるものとします。但し、終了を希望する日が月末日でないときは、その希望日が属する月の末日をもって終了するものとします。

第10条(本規約の変更)

本規約の変更については、基本規約の第33条に準じて行われるものとします。

第11条(協議事項)

本規約および利用契約に定めのない事項または本規約に疑義が生じたときは、加盟店および当社は誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。2 本規約に定めのない用語および事項については、利用契約の定めに従うものとします。

付 則 本規約は2021年4月1日に改定。
ヤマト運輸株式会社

クレジットカード払い IVR 決済サービスに関する追加規約

第1条(総則)

クレジットカード払い IVR 決済サービスに関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」において、クレジットカード払いによる IVR 決済方式を行う加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)およびクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。なお、本規約と基本規約及びクレジットカード規約の間に相違がある場合、本規約が優先して適用されるものとします。

第2条(IVR 決済サービス利用契約の成立)

1. 契約者と当社との IVR 決済サービス利用契約(以下「本契約」といい、同契約に基づくサービスを「本サービス」といいます)は、本条2項に定める事項等を記載した見積書及び申込書を当社が契約者に交付し、これを確認した上で契約者が当社に申込書を交付した時に成立するものとします。但し、申込書の内容に見積書の内容と異なる記入があるなどの不備がある場合は、不備を修正した申込書を契約者が当社に交付した時点で契約が成立するものとします。2. 申込書又は見積書においては、次の事項を明記するものとします。(1)利用するサービスの個別名称及びサービス内容 (2)サービスの契約種別(回線共用契約又は回線専有契約) (3)利用する回線数(回線専有契約の場合) (4)同時接続使用可能な回線数(回線共用契約の場合) (5)利用する期間(最低契約期間) (6)サービス利用に関する費用 (7)その他必要な事項 3. 本規約は本契約に適用されます。但し、本規約と申込書及び見積書の定めが異なる場合は、申込書及び見積書が優先して適用されるものとします。4. 第1項にかかわらず、当社が申込書の受領から1ヶ月以内に申込みを拒否する旨を通知した場合には、本契約は成立しないものとします。この場合、当社は申込みを拒否する理由を説明することを要しないものとします。

第3条(サービスの変更)

1. 契約者が、本契約の契約内容(契約種別等)の変更を希望する場合、第4条(サービスの解約)に則り本契約を解約し、改めて、契約者が希望する内容の契約の申込みを行うものとします。2. 前項の定めに関わらず、契約者が回線数の増加を希望する場合には、当社と協議の上、変更届又は覚書等の書面を作成することをもって変更できるものとします。3. 第1項の定めに関わらず、当社が認める場合には、本契約を解約せずに、本契約の契約内容の変更届又は覚書等の書面を作成することをもって、契約内容を変更できるものとします。

第4条(サービスの解約)

1. 本契約期間は、契約者が本サービスを利用開始した日から、別途見積書に記載する最低契約期間が経過するまでの期間(以下「本契約期間」といいます)とします。2. 前項における「契約者が本サービスを利用開始した日」とは、見積書に記載された本サービスの利用開始予定日、または実際の本サービス利用開始日のうちいずれか早い日の属する月の初日をいうものとします。3. 本契約期間の満了1ヶ月前までに、契約者又は当社のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合は、本契約はさらに

1ヶ月間延長されるものとし、以後同様とします。4. 契約者又は当社は、本契約を解約する場合は、解約する日の1ヶ月前までに相手方に書面や電子的手段をもって通知するものとします。5. 契約者から当社への通知は、当社所定の解約書の送付によるものとします。6. 本契約期間中に本契約が契約者から解約された場合、契約者は本契約の解約をした日を含む月から本契約期間が経過する日が属する月までの残月分の利用料を支払うものとします(第3項により更新された後の場合を除く。)。この場合、残月分の利用料の支払いは第6条、第7条に沿って行うこととします。

第5条(サービスの中断及び提供停止)

1. 当社は、本サービスに以下のいずれかの事由が生じた場合には、契約者へ事前に通知することなく、サービスを中断し、もしくは遅延させ、又は提供を停止することができるものとします。(1)サービス設備の保守作業を行う必要があると当社が認めた場合。(保守作業によりサービス中断の可能性がある場合は、基本的に当社は契約者にその旨事前に通知しますが、緊急の場合はこの限りではありません)(2)サービス用通信回線にかかわる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して利用不能又は利用困難になった場合(3)火災、停電等によりサービスの提供が出来なくなった場合(4)地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供が出来なくなった場合(5)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供が出来なくなった場合(6)その他、当社において運用上又は技術上サービスの中断又はサービス提供の停止が必要と判断した場合 2. 当社は、サービス設備の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。3. 当社は、契約者が第14条(禁止事項)のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他本契約に違反した場合には、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止し得るものとします。4. 当社は、本サービスに障害があると知った場合、すみやかにサービス設備の修理又はプログラムの修復作業に着手するものとし、契約者はこれに異議を述べず協力するものとします。5. 当社は、通信回線を含む設備の物理的障害、技術的な不具合の修復に要する経済的商業的コスト等の事由により、サービスの修復ないし継続が困難と判断した場合は、契約者にその旨を報告し、本契約の解除等適切な措置を講ずるものとします。6. 本条1項ないし5項の場合に契約者又はその他の第三者に損害が生じても、当社は一切免責されるものとします。7. 本条1項ないし5項の場合であっても、契約者は利用料の全額を支払うものとします。但し、本条1項ないし5項の場合(本条3項に該当する場合を除く)における本サービスの中断が長期間に亘り、かつ、本サービスの中断について契約者に帰責性がない場合には、当社及び契約者で協議の上、日割り計算を基準として計算した金額をお返すものとします。

第6条(利用料)

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり別途申込書及び見積書で定める初期費用及び月額費用を、第7条(支払方法)に定める方法によって支払うものとします。2. 当社は、見積書に記載された利用開始予定日、または実際の利用開始日のうちいずれか早い日の属する月より初期費用及び月額費用を請求するものとします。また、月額費用は本契約が終了するまで、実際の本サービス利用の有無に関わらず発生するものとします。なお、別途契約者の要求により本契約の契約内容の変更等が行われ、追加料金が発生した場合は、追加料金発生月より、変更等をする前の月額費用に併せて請求するものとします。3. 月額費用は、次の各号に定める方法で算定します。(1)当暦月の1日から当暦月の末日までを1料金月とします。(2)契約終了日が月途中の場合でも、当該月について1料金月分の料金とします。

第7条(支払方法)

1. 第6条(利用料)に基づき契約者が当社に対し支払義務を負う初期費用及び月額費用は、当月分を、当社及びヤマトグループ各社が提供する決済サービスによって顧客より支払われた商品代金より相殺し、精算される形で支払われるものとします。なお、精算の時期は、契約する決済サービス及び商品代金集金委託規約に準じます。2. 前項の相殺処理の結果、契約者による当社への支払額がなおも残存する場合には、当社は契約者に対して請求書による支払い請求を行えるものとします。なお、当社は、当該料金の受領に際して、あらかじめ領収証の発行はしないものとします。

第8条(期限の利益)

第7条(支払方法)に定めたる支払方法について履行されないときは、契約者は、当社に対する業務委託料その他全ての債務について当社からの通知催告なくして当然に期限の利益を失い、当社に対してその債務の全額を直ちに支払わなければならないものとします。

第9条(費用負担及び立替金等)

契約者は、自らが IVR 決済サービスに付加することを希望した各種サービス費用、工事料、使用する回線に関する通信料及びその他契約者の個別

の申込みにより発生した料金または費用等を負担するものとします。当社が、前項の契約者負担に係る料金または費用等を立て替えて支払ったときは、立替費用に、当社が料金または費用等を立て替えるために費消した実費や立替手数料などの手続費用を加算した金額を契約者に請求し、契約者はこれを支払うものとします。この場合は、第6条(利用料)及び第7条(支払方法)、第8条(期限の利益)の規定を準用します。

第10条(遅延損害金)

契約者が、本契約に関し、当社に対して負う金銭債務の支払を怠ったときの遅延損害金率は、年率14.6%とします。

第11条(サービスの種別と内容)

1. 契約者は、本サービスを利用するに際し、回線共用契約又は回線専有契約のいずれかを選択するものとします。(1)回線共用契約は、当社が提供する回線を他の回線共用契約者と共用するものとします。回線共用契約は、利用回線が他の契約者との共同利用であり、契約者に係る着信・発信を保証するものではありません。(ベストエフォート方式をとるものとします。)回線共用契約における契約者が利用できる回線数は、回線の増設工事をする際にやむをえず契約者の回線数を制限する必要がある場合など、回線数を増減する正当な理由がある場合には、当社の判断によりその回線数を増減することができるものとします。なお契約者が回線共用契約を選択した場合は、上記事項を十分に理解し承服した上で、回線共用契約の選択をしたものとみなし、これに異議を述べることができないものとします。(2)回線専有契約は、当社が保有し契約者が利用するサービスに必要な回線数を当該契約者のみが利用するものですが、過度の通信量があった場合は、当該契約者に係る着信・発信を保証するものではありません。2. 当社が提供する本サービスの具体的な内容・仕様等は、見積書において定めるものとします。

第12条(データ報告サイト)

1. 当社は、第14条(禁止事項)所定の禁止事項に該当する場合を除き、本サービスにより取得したデータを当社の定めるデータ報告サイトにアップロードすることにより、契約者へのデータ報告を行うものとします。2. 当社は、契約者のデータ報告サイト利用に必要なユーザID及びパスワード等を、1契約者につき1組(1ユーザ)提供するものとします。契約者は、当社より付与されたユーザID及びパスワード等を第三者に開示、貸与、共有、共用等しないとともに第三者に漏洩することのないように厳重に管理(パスワードの適宜変更を含む)するものとします。契約者のユーザID及びパスワード等が当社の責めに帰すべき事由により漏洩等した場合は、契約者又はその他の第三者が損害を被っても当社は、一切の責任を負わないものとします。3. 契約者は、当社のデータ報告サイトを利用するにあたり、契約者自らの固定グローバルIPアドレス(以下「固定IP」とする)を、登録した上で、データ報告サイトを利用するものとします。4. 前項にかかわらず、契約者が、固定IP登録を行わず、データ報告サイトの利用を希望する場合も、契約者は、当社のデータ報告サイトを利用できるものとします。但し、この場合、契約者は契約者の管理外の端末からもデータ報告サイトにアクセスできるセキュリティリスクが存在することを容認し、当社は、固定IP登録なしによるデータ報告サイトの利用に関する如何なる責任も負わないものとします。

第13条(データ廃棄)

第14条(禁止事項)に違反するデータについては、当社は保管義務を負わないものとします。

第14条(禁止事項)

契約者は本サービスを利用して下記の行為を行わないものとします。(1)当社又は第三者(国内外を問わない。以下同様とする)の著作権、商標等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為(2)当社又は第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為(3)当社又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為(4)詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつく恐れのある行為(5)わいせつ又は幼児虐待にあたる音声、画像、文書を送信もしくは送信可能とし又は表示する行為(6)無限連鎖講(ネズミ講)、マルチ商法又はこれに類似する事項を解説し又はこれを勧誘する行為(7)不正アクセス、情報改ざん、データ消去等の行為(8)当社又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為(9)有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為(10)特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する行為、又は無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘する等の音声もしくは電子メールを送信する行為、又は他者が不快感を抱くおそれのある音声もしくは電子メール(嫌がらせメール等)を送信する行為(11)第三者の設備等又は当社が管理するサービス設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与える恐れのある行為(12)その他の法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、虐待等)し又は当社又は第三者に損害ないし不利益を与える行為(13)前各号のいずれかに該当又は該当す

る恐れのあるWebサイト等へリンクを張る行為(14)その他、法令もしくは公序良俗に反する行為又は当社が不適切と判断した行為

第15条(機密保持)

1. 契約者及び当社は、本契約に関連して相互に開示される機密情報及び個人情報(なお、「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号、又は画像もしくは音声により個人を識別することができるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含まず)をいいます。以下、機密情報と併せて、「秘密情報」と総称します)を秘密に保持し、本サービスの提供に必要な場合を除き、事前の書面による承諾なしに、第三者へ開示又は提供してはならないものとします。2. 開示された秘密情報は、サービスの目的以外に使用してはならないものとします。3. 契約者は、開示した秘密情報が、IVR決済サービスの安定運用や改善を目的として、属性等を識別しない通信データ、ログデータ等を数値化・総量化された利用状況等を把握するための根拠資料等として再利用される場合があることについて同意し、顧客からもその旨の同意を得た上で本サービスを利用するものとします。4. 本条1項における秘密情報に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は秘密情報に該当しないものとします。(1)開示者より開示を受ける前に、受領者が既に保有していた情報(2)受領者が開示者から開示を受けた情報によらず独自に開発した情報(3)受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報(4)秘密保持義務に違反することなく、且つ、受領の前後を問わず、公知となった情報(5)法令、又は裁判所の命令により開示することが義務付けられた情報

第16条(再委託)

1. 当社は、サービスの一部又は全部を第三者へ再委託できるものとします。2. 当社は、再委託先において本契約に定める当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第17条(情報提供)

契約者は、本サービスに関する契約者の業務において、広告・宣伝等により過度の着信が予想される場合は、事前に当社に通知するものとします。

第18条(損害賠償の制限)

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により契約者に直接かつ現実的に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は当該事象の発生した月の月額費用(第6条(利用料)の第2項に定める追加費用を含まない)を超えないものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

第19条(免責事項)

本サービス又は本契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず第18条(損害賠償の制限)の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。(1)第5条(サービスの中断及び提供停止)第1項の規定に従い、サービスを中断、遅延、又は提供を停止した場合(2)契約者設備の障害又はサービス設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害(3)サービス設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害(4)当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスのサービス設備への侵入(5)善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ないサービス設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受(6)当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害(7)サービス設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア)及びデータベース等に起因して発生した損害(8)サービス設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害(9)電気通信事業者の提供する電気通信設備の不具合に起因して発生した損害(10)刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分(11)当社の責によらないその他の事由

第20条(契約者の義務)

1. 契約者は、本サービスを利用するに伴い、自己の責による事由により、第三者に損害を与えた場合又は契約者が第三者から損害を被った場合、契約者は自己の責任・負担をもって処理・解決するものとします。2. 契約

者が本サービスを利用して顧客に提供する情報及び内容について、当社はこれにつき一切免責され、契約者の責任においてこれを提供するものとします。また、当社は、それに起因する損害についていかなる責任も負わないものとします。3.契約者は、その責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、当社に対して当該損害の賠償を行うものとします。

第21条(知的財産権)

契約者は、本契約に基づき、本サービスを利用するものであり、契約者は本サービスに関する知的財産権ないしこれに関する法的利益一切を取得するものではないものとします。

第22条(非保証)

当社は、本サービスについて第三者の特許あるいはその他の知的財産権を侵害していないと保証するものではないことを、契約者はあらかじめ了承するものとします。

第23条(契約の解除)

契約者・当社双方は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方に対し何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除できるものとします。但し、別途損害賠償請求を妨げません。(1)相手方の責めに帰すべき事由によりサービスが著しく遅延し、又は履行不能になったとき(2)本契約の条項の一に違反し、その違反が重大なとき(3)差押、仮差押、仮処分、競売の申し立てを受け、もしくは滞納処分を受けたとき(4)破産手続、民事再生手続、会社更生手続、もしくは特別清算の開始の申し立てがあったとき(5)監督官庁から営業許可の取消・停止等の行政処分を受けたとき(6)営業の廃止、もしくは解散決議(但し、合併等の組織再編の場合を除く)をしたとき(7)自ら振出し、もしくは引受けた手形又は小切手について、不渡り処分を受ける等の支払停止状態に至ったとき(8)契約者が月額費用のほか初期費用、追加料金、立替金の支払い、その他当社に対する債務を履行しなかったとき(9)その他、本契約を継続し難いと合理的に認められる事由が存するとき

第24条(反社会的勢力との取引排除)

1. 当社及び契約者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。(1)自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます)ではないこと(2)反社会的勢力と次の関係を有していないこと(ア)自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係(3)自らの役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう)が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと(4)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと(5)自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと(ア)暴力的な要求行為(イ)法的な責任を超えた不当な要求行為(ウ)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為(エ)風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為(オ)その他前各号に準ずる行為 2. 当社又は契約者の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとします。(ア)前項(1)ないし(3)の確約に反する表明をしたことが判明した場合(イ)前項(4)の確約に反し契約をしたことが判明した場合(ウ)前項(5)の確約に反した行為をした場合 3. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。4. 本条2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。

第25条(存続条項)

本契約が期間満了、解約、解除により終了した後第1条、第9条、第10条、第14条、第15条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第26条(利用規約の変更)

本規約の変更については、基本規約第33条に準じて行われるものとします。

クレジットカード払い タブレット決済サービスに関する追加規約

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

クレジットカード払い タブレット決済サービス(以下「本サービス」といいます)に関する追加規約(以下「本規約」といいます)は、ヤマト運輸株式会社(以下「当社」といいます)が提供するネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」において、クレジットカード払いをタブレット決済により行う加盟店に適用されるものとし、ネット総合決済サービス「クロネコ web コレクト」利用規約(以下「基本規約」といいます)およびクレジットカード払い利用加盟店規約(以下「クレジットカード規約」といいます)と、一体となって適用されます。加盟店においては、本規約の内容を十分にご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、基本規約およびクレジットカード規約と本規約との間に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約において使用する用語は、次に定めるもののほか、すべて基本規約およびクレジットカード規約で定めたものと同一の意味を有するものとします。

(1)タブレット決済

本規約に従い当社が加盟店に貸与する専用のタブレット端末により行うクレジットカード決済をいいます。

(2)利用契約

本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本サービスを利用するために必要な本規約および当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件ならびに商品代金集金委託規約、基本規約、クレジットカード規約に基づく契約の総称をいいます。

第3条(本サービスの内容)

当社が提供する本サービスの具体的内容は、以下に定めるとおりとします。(1)加盟店が顧客のクレジットカード番号等(以下「顧客データ」といいます)を当社より加盟店に貸与する専用のタブレット端末に登録・保持・管理(以下「登録等」といいます)することにより、加盟店に顧客データが保持されない形で基本規約およびクレジットカード規約に定める注文時のオンライン決済を提供するサービス。

(2)前号にて登録等した顧客データを照会・修正・削除するサービス。

2 加盟店は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

(1) 本サービスは当社に起因しない不具合が生じる場合があること。

(2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること。

(3)加盟店に対して提供する顧客データの範囲は当社が定めること。

第2章 加盟店の義務等

第4条(加盟店の義務)

加盟店は、クレジットカード規約第5条第8項において規定された手順をタブレット決済利用時においても厳守するものとします。

2 加盟店は、本規約に定める事項を遵守するものとします。

第5条(個人情報取扱)

加盟店はクレジットカード決済を行うにあたり顧客データを保持してはならないことを認識し、第2項以降のルールを遵守するものとします。

2 顧客データは、加盟店の保有する機器・ネットワークにおいて「保存」「処理」「通過」をしないこととします。万一加盟店が顧客データを「保存」「処理」「通過」したことにより、顧客データの漏洩が発生した場合、加盟店は一切の責任を負うものとします。

3 加盟店は、加盟店が顧客に代わり、顧客のクレジットカード番号、会員氏名、有効期限を入力する場合、必ず当社が本規約第7条に基づき加盟店に貸与したタブレット端末を利用することとします。

4 加盟店がやむを得ない理由により一時的に紙媒体に顧客データを記録した場合、当該媒体は利用後、速やかにシュレッダー・焼却・溶解のいずれかの処理を行い顧客データが判別できない状態にするものとします。

5 加盟店は加盟店の従業員に対して、顧客データのセキュリティに対する重要性及びタブレット端末使用の必要性を認識させるものとします。

6 加盟店は、タブレット決済で利用するタブレット端末の管理方法・外部持ち出し制限等、タブレット端末の取扱いについてルールを定め、加盟店の従業員に遵守させるものとします。

第6条(本規約違反)

加盟店が本規約に違反した場合には、当社は基本規約第20条に定める

措置を講じることができるものとします。この場合、当社は基本規約第 21 条および第 25 条を適用することができるものとします。

2 利用契約の全部または一部が解除その他の事由により終了した場合には、本規約に基づく契約も当然に終了することとし、加盟店はこれに異議を申し立てないものとします。

第 3 章 タブレット端末の利用等

第 7 条(端末貸与の内容)

本サービスの実施のため、当社が提示したタブレット端末候補の中から加盟店が希望した端末を当社が加盟店に貸与し、第 10 条(契約期間と支払方法)1 項に定める利用契約期間中、加盟店が当社に対して同契約において定めた利用料を支払うことを約して、当社は加盟店に対して加盟店の希望したタブレット端末を貸与するサービスを提供します。

2 端末の故障や当社都合により貸与した端末を交換したときは、交換後の端末が利用契約の対象端末となります。

3 加盟店は次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) タブレット端末を譲渡・転貸または担保に供すること
- (2) タブレット端末を分解、解析、改造、改変等して引渡時の現状を変更すること
- (3) タブレット端末に添付されているプログラムの全部または一部の解析・改造・複製・改変・第三者への売却・譲渡、またはプログラムに関する著作権を侵害する行為
- (4) タブレット端末を海外で使用すること

第 8 条(申込事項)

加盟店は当社が指定した申込書を提出することにより、本サービスの利用契約の申込みを行い、当社がこれを承諾した場合、タブレット決済が利用できるものとします。加盟店は、本サービスの利用契約の申込に際して、申込内容や提出書類に虚偽または事実と反する記載をすることが無いこととします。

第 9 条(利用料)

加盟店は、本サービスを利用するにあたり、別途申込書及び見積書で定める初期費用及び月額費用を、第 10 条(契約期間と支払方法)に定める方法によって支払うものとします。

2 当社は、第 10 条(契約期間と支払方法)に定める契約が開始する日の属する月より初期費用及び月額費用を請求するものとします。また、月額費用は利用契約が終了するまで、実際の本サービス利用の有無に関わらず発生するものとします。なお、別途加盟店の要求により利用契約の契約内容の変更等が行われ、追加料金が発生した場合は、追加料金発生月より、変更等をする前の月額費用に併せて請求するものとします。

3 月額費用は、次の各号に定める方法で算定します。

- (1) 当暦月の 1 日から当暦月の末日までを 1 料金月とします。
- (2) 月額費用は 24 回の均等払いとします。
- (3) 契約終了日が月途中の場合は、当該月について 1 料金月分の料金を請求しません。

第 10 条(契約期間と支払方法)

利用契約の契約期間は、当社又は当社指定の場所から加盟店へ向けタブレット端末を出荷した日より起算して 2 年間とします。

2 第 9 条(利用料)に基づき加盟店が当社に対し支払義務を負う利用料は、当月分を、当社及びヤマトグループ各社が提供する決済サービスによって顧客より支払われた商品代金より相殺し、精算される形で支払われるものとします。なお、精算の時期は、契約する決済サービス及び商品代金集金委託規約に準じます。

3 前項の相殺処理の結果、加盟店による当社への支払額がなおも残存する場合には、差額について、当社は加盟店に対して請求書による支払い請求を行えるものとします。なお、当社は当該料金の受領に際して、あらためて領収書の発行はしないものとします。

第 11 条(期限の利益)

第 9 条で定めた利用料の支払いが履行されないときは、加盟店は、当社に対する利用料その他全ての債務について当社からの通知催告なくして当然に期限の利益を失い、当社に対する利用料その他全ての債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第 12 条(契約満了時の端末の取扱)

利用契約の契約期間(2 年)満了の 2 ヶ月前までに当社から加盟店へ契約期間の満了予定を通知するものとします。契約満了の 1 ヶ月前までに、契約の相手方から書面による別段の申し入れがない場合は、契約満了月の翌月からさらに 2 年間自動的に延長されるものとし、以後の期間満了に際しても同様とします。この場合において、当社は契約満了となる月内に、既に貸与しているタブレット端末に代わる新規端末を送付するものとします。加盟店は当社が指定する期日までに、別途当社が通知する方法にて貸与

されていた端末を返却するものとします。加盟店が対象端末を当社が指定する期日までに返却しない場合には、加盟店は、別途見積書及び申込書において定めた遅延損害金を支払うものとします。

2 対象端末の返却後、当社にて返却された端末の確認を行います。対象端末に加盟店の責による毀損等が発見された場合、その修理及び交換に要する一切の費用を加盟店が負担するものとし、当社からの費用請求に対して速やかに支払うものとします。

第 13 条(中途解約時の端末の取扱)

加盟店が利用契約の中途解約を希望する場合は、1 ヶ月前までに当社へ通知し、当社が指定した解約届を提出するものとします。

2 前項の解約届の提出後、加盟店は当社が指定した期日までに、別途当社が通知する方法にて当社から貸与されていたタブレット端末を返却するものとします。当社が指定する期日までに端末の返却がされなかった場合、別途見積書及び申込書において定めた遅延損害金を請求させていただきます。

3 加盟店が利用契約を中途解約する場合には、中途解約により契約が終了する日の属する月から起算して契約満了する月までの残月数に応じて、別途見積書及び申込書において定めた解約金を直ちに支払うものとします。

4 対象端末の返却後、当社にて返却された端末の確認を行います。対象端末に加盟店の責による毀損等が発見された場合には、その修理及び交換に要する一切の費用を加盟店が負担するものとし、当社からの費用請求に対して速やかに支払うものとします。

第 14 条(端末毀損時の対応)

利用契約中の端末に毀損等の性能不十分(故障を含みます)が発生した場合、加盟店は直ちに当社が定める連絡先へ通知するものとします。

2 当社が加盟店から利用契約中の端末の毀損等の通知を受領した場合、その内容に応じて対応をいたします。交換が必要な場合、加盟店は当社の指定する期日までに毀損端末を当社に返却するものとし、当社は加盟店に代替端末を納品するものとします。

3 端末に発生した毀損等が加盟店起因以外の理由によるものであり、かつ、毀損の発生が契約期間中であった場合には、既存の端末を無料で交換できるものとします。

4 前項の規定にかかわらず、端末の毀損等が、契約期間経過後に発生した場合、加盟店の使用上の誤り、または不当な修理や改造による毀損の場合、水漏れや全損の場合その他無料による交換をすることが明らかに適さない場合、その修理及び交換に要する一切の費用を加盟店が負担するものとし、加盟店は、当社からの費用請求に対して速やかに支払うものとします。

5 加盟店が当社の指定する期日までに毀損端末返却しない場合、別途見積書及び申込書において定めた遅延損害金を支払うものとします。加盟店は当社が指定する期日以降に返却があった場合においても遅延損害金の支払義務を免れないものとします。

第 15 条(端末紛失時の対応)

利用契約中の端末を盗難・紛失した場合、加盟店は直ちに当社が定める連絡先へ通知するものとします。当社が加盟店から利用契約中の端末の盗難・紛失通知を受領した場合、新規端末の調達に要する一切の費用を払うことを条件に、交換品を納品します。

2 盗難または紛失を理由として交換品の送付を申し込まれた後に、盗難または紛失した端末が発見された場合であっても、加盟店はすみやかに発見された端末を当社へ返却するものとします。この場合、加盟店は当社の指定する期日までに発見された端末を当社に返却するものとします。なお、盗難・紛失端末が発見された場合であっても加盟店は新規端末の調達に要する一切の費用の支払い義務を免れないものとします。

第 16 条(契約内容の変更)

加盟店は契約申込書の記載内容に変更がある場合は、事前に当社が指定する変更届を提出するものとします。

2 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社のやむを得ない都合による場合等、本サービスを全面的に終了することができるものとします。この場合、当社は契約者に対し改定日の 2 ヶ月前までに内容を通知するものとします。

3 当社は、社会経済情勢その他の情勢の大幅な変化、または物価もしくは賃金に大幅な変動が生じた場合は、利用料金を改定する場合があります。この場合、当社は契約者に対し改定日の 2 ヶ月前までに改定内容を通知するものとします。

第 17 条(端末確認)

加盟店は当社が貸与している端末について当社が定める方法にて端末を管理するものとします。当社は年 1 回レンタルを行っている端末の確認を実施します。加盟店は、当社が指定した方法にて管理している端末情報を当社

が指定する期日までに通知することとします。

第4章 雑則

第18条(本規約の変更)

本規約の変更については、基本規約第33条に準じて行われるものとします。

第19条(協議事項)

本規約および利用契約に定めのない事項または本規約に疑義が生じたときは、加盟店および当社は誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。

2 本規約に定めのない用語および事項については、利用契約の定めに従うものとします。

付 則 本規約は2021年4月1日に改定。
ヤマト運輸株式会社